

国立大学法人高知大学リサーチフェロー実施要項

平成 17 年 6 月 23 日
規則 第 508 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）において雇用するリサーチフェローについて、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 リサーチフェローは、専攻分野について高度な研究能力を持つ若手研究者を、共同研究プロジェクト等に従事させ、本学における研究活動の発展推進を図ることを目的とする。

(資格)

第 3 条 リサーチフェローは、採用年度の 4 月 1 日現在年齢 35 歳未満（採用初年度のみ条件とし、2 年目以降の更新時には適用しない。）で、博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者とする。ただし、大学院生、研究生等として教育、研究指導を受けている者は除く。

(身分)

第 4 条 リサーチフェローは、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第 2 条に規定する非常勤職員とする。

(職務内容)

第 5 条 リサーチフェローは、本学における共同研究プロジェクト等を推進するため、学長の命を受け、研究に従事する。

(採用)

第 6 条 リサーチフェローの採用は、共同研究プロジェクト等を実施する部局の長の申請に基づき、学長が行う。

(給与)

第 7 条 リサーチフェローの給与は、別に定める国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則による。

(経費)

第 8 条 リサーチフェローの経費は、採択された研究プロジェクト課題に対する助成金（補助金）、共同研究及び受託研究による経費あるいは寄付金等をもって充てることとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、リサーチフェローに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年6月23日から施行する。